

## 平成 29 年度 市・県民税の年金からの 特別徴収（引き落とし）開始のお知らせ

宝塚市では、**平成 29 年度から** 65 歳以上の方の公的年金等（以下、年金）に係る市・県民税を、年 6 回（4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・翌年 2 月）の年金支給ごとに特別徴収します。この制度は年金の支払いを受けている方の納税の利便性の向上と、市町村における事務の効率化を目的として地方税法の規定により行われるもので、**ご負担いただく税額に変更はありません。**

### <平成 29 年度 年金からの特別徴収の対象となる方>

次の 4 項目全てにあてはまる方

- ① 年金を受給されている平成 29 年 4 月 1 日時点で満 65 歳以上（昭和 27 年 4 月 2 日以前生まれ）の方
- ② 年金の所得に対して市・県民税が課税される方
- ③ 年額 18 万円以上の老齢基礎年金・老齢年金・退職年金等を受給されている方  
※遺族年金・障害年金等からは特別徴収されません
- ④ 宝塚市の介護保険料が年金から特別徴収されている方（当該年度の 4 月 1 日時点）

### <特別徴収される税額>

年金所得に係る市・県民税のみ特別徴収の対象になります。

※その他の所得に係る税額は、納付書または口座振替もしくは給与からの特別徴収での納付になります。

※介護保険料が特別徴収されている年金からの特別徴収になります。

### <年度の途中で年金からの特別徴収が中止になる場合>

次のような場合は年金からの特別徴収が年度の途中で中止になり、特別徴収する予定であった税額は、納付書または口座振替により納付する方法（普通徴収）へ変更になります。

- ① 介護保険料の年金からの特別徴収が中止された場合※一部継続する方もいます。
- ② 年金から市・県民税を引くことが出来ない場合（支給年金不足）
- ③ 特別徴収開始 2 年目以降で、8 月以後も年金から特別徴収すると、本年の年金に係る税額を超過してしまう場合※6 月までで年金からの特別徴収を中止
- ④ 亡くなられた場合

## 納め方の例

### 1. 年金所得のみの方

- (1) 平成 29 年度 (初年度) 年税額 72,000 円  
平成 30 年度 (2 年目) 年税額 90,000 円

年金からの特別徴収を開始する年度は、6 月・8 月に年税額の 1/4 ずつを納付書または口座振替により納めていただき、10 月・12 月・翌年 2 月に受給される年金から年税額の 1/6 ずつを特別徴収します。

2 年目以降は仮徴収として平成 30 年 4 月・6 月・8 月に受給される年金より、平成 29 年度課税のうち年金の所得に係る税額の 1/2 に相当する額の 1/3 ずつを特別徴収します。また、平成 30 年 10 月・12 月・平成 31 年 2 月は年税額から仮徴収税額 (4 月・6 月・8 月分) を差し引いた額の 1/3 ずつを特別徴収します。

	納付時期	税額		年金に係る税額の説明
		普通徴収 (納付書または口座振替)	特別徴収 (年金からの引き落とし)	
平成 29 年度の年税額 (72,000 円) ※特別徴収 1 年目	平成 29 年 6 月	1 期 18,000 円		年金に係る税額 (72,000 円) の 1/4 (18,000 円) ずつ
	平成 29 年 8 月	2 期 18,000 円		
	平成 29 年 10 月		12,000 円	年金に係る税額 (72,000 円) の 1/6 (12,000 円) ずつ *1
	平成 29 年 12 月		12,000 円	
	平成 30 年 2 月		12,000 円	
平成 30 年度の年税額 (90,000 円) ※特別徴収 2 年目	平成 30 年 4 月		12,000 円	仮徴収税額 (4・6・8 月) = (前年度の年税額 × 1/2) ÷ 3
	平成 30 年 6 月		12,000 円	
	平成 30 年 8 月		12,000 円	
	平成 30 年 10 月		18,000 円	本徴収税額 (10・12・2 月) = (年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3 *2
	平成 30 年 12 月		18,000 円	
	平成 31 年 2 月		18,000 円	

\*1 1/6 に割り切れない場合は 100 円未満の端数を 10 月に加算して調整します。

\*2 平成 30 年度分の 10 月以降の特別徴収金額は平成 30 年 6 月にお知らせします。

## 2. 年金の他にも所得がある方

年金からの特別徴収の対象となる人で年金以外の所得がある場合、市・県民税の納付方法は次のようになります。

A 年金に係る税額	年金からの特別徴収（引き落とし）
B 給与に係る税額	12回に分けて給与からの特別徴収（引き落とし*3） または4回に分けて納付書または口座振替で納付（普通徴収）
C その他の所得（不動産、 配当など）に係る税額	4回に分けて納付書または口座振替で納付（普通徴収）

\*3 給与から特別徴収している場合は、Cのその他の所得に係る税額を合わせて給与から特別徴収することもできます。

（例）平成29年度（初年度）年税額 96,000円

内訳：年金に係る税額 60,000円、その他の所得に係る税額 36,000円

平成30年度（2年目）年税額 126,000円

内訳：年金に係る税額 90,000円、その他の所得に係る税額 36,000円

	納付時期	税額			年金に係る税額の説明
		その他の所得に係る税額	年金に係る税額		
			普通徴収 *4 (納付書または口座振替)	特別徴収 (年金からの引き落とし)	
平成29年度の年税額 (96,000円) ※特別徴収 1年目	平成29年6月	1期 9,000円 +	15,000円		年金に係る税額 (60,000円)の1/4 (15,000円)ずつ
	平成29年8月	2期 9,000円 +	15,000円		
	平成29年10月	3期 9,000円		10,000円	年金に係る税額 (60,000円)の1/6 (10,000円)ずつ *5
	平成29年12月			10,000円	
	平成30年1月	4期 9,000円			
	平成30年2月			10,000円	
平成30年度の年税額 (126,000円) ※特別徴収 2年目	平成30年4月			10,000円	仮徴収税額(4・6・8月) = (前年度の年金に係る税額 × 1/2) ÷ 3
	平成30年6月	1期 9,000円		10,000円	
	平成30年8月	2期 9,000円		10,000円	
	平成30年10月	3期 9,000円		20,000円	本徴収税額(10・12・2月) = (年金に係る税額 - 仮徴収税額) ÷ 3 *6
	平成30年12月			20,000円	
	平成31年1月	4期 9,000円			
	平成31年2月			20,000円	

\*4 1年目の6月(1期)・8月(2期)はその他の所得に係る税額9,000円と年金に係る税額15,000円の合計24,000円が普通徴収での納付となります。

\*5 1/6に割り切れない場合は100円未満の端数を10月に加算して調整します。

\*6 2年目以降に税額が発生する場合、毎年6月にお知らせします。

## ＜よくあるご質問＞

**問1 年金に係る税金の納付方法を自分で選択することは可能ですか？**

**答1** 年金からの特別徴収の制度は、地方税法に基づくものであり、納付方法をご自身で選択することはできません。

**問2 年金からの特別徴収税額は、いつわかりますか？**

**答2** 6月中旬に発送する納税通知書に、年税額・年金からの特別徴収税額・普通徴収税額等が記載されます。

**問3 年度の途中で税額が変更になる場合はどうなりますか？**

**答3** 変更以降に受給される年金に係る特別徴収分にて調整しますが、年金支払者への変更の報告が間に合わない場合や、年金支給額よりも税額が大きくなる場合は、普通徴収（納付書または口座振替）で納付いただきます。また、既に特別徴収された額よりも税額が少なくなる場合は、特別徴収を中止し、納め過ぎとなった税額については、還付します。

※事務手続き上、還付の通知は2か月程度かかる場合があります。

**問4 年金のほかに給与収入があります。これまでは、年金に係る市・県民税も給与から特別徴収されていましたが、これからも給与から合わせて特別徴収することはできますか？**

**答4** 給与と年金に係る市・県民税を合わせて給与や年金から特別徴収することはできません。給与に係る市・県民税は給与から、年金に係る市・県民税は年金からそれぞれ特別徴収されることとなります。

※不動産所得や一時所得など、その他の所得に係る市・県民税についても、年金から特別徴収できません。

**問5 遺族年金から介護保険料が特別徴収されていますが、市・県民税も遺族年金から特別徴収されるのですか？**

**答5** 通常、市・県民税は介護保険料が特別徴収されている年金から特別徴収を行いますが、遺族年金や障害年金など課税対象外の年金からは特別徴収しません。その場合は、普通徴収（納付書または口座振替）でお納めいただきます。